

**令和4年度地方税制改正に伴う出雲市税条例等の一部改正について**

「地方税法の一部を改正する法律案」が令和3年12月24日閣議決定され、3月末に可決成立し4月1日から施行される見込みです。この税制改正に伴い、市税条例等において一部改正が必要になります。

令和4年4月1日施行分につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき「専決処分」を行いたいと考えています。主な改正点については下記のとおりです。

**記****〔 固定資産税・都市計画税関係 〕****1. 土地の負担調整措置**

土地に係る固定資産税、都市計画税の負担調整措置について、景気回復に万全を期すため、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%とする。(現行は5%)

※ 住宅用地、農地等については現行通り

**2. 地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の課税標準の特例**

令和4年4月1日以降に供用が開始される公共下水道を使用する者が、その排水区域内の工場等において設置する下水道除害施設に係る固定資産税の課税標準について、評価額に乗じる割合を5分の4とする。(現行は4分の3)

**3. 地域再生法で定める地方活力向上地域における固定資産税の課税免除等の延長**

(1) 地域再生法で定める地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「整備計画」という。）の認定期限を、現行の「令和4年3月31日まで」から「令和6年3月31日まで」へ2年延長する。

(2) 整備計画の認定から供用開始するまでの期間を3年に延長する。(現行は2年)